

令和8年度

丸亀市スマートハウス導入促進事業 補助金制度

○令和7年度からの主な変更点、注意事項

○主な変更点

1. ZEH+、Nearly ZEH+ の記載追加

○注意事項

1. 併用できない補助金の組み合わせ
以下の組み合わせは同時に補助金を受け取ることができません。
・「太陽光発電システム」と「ZEH」 ・「蓄電池システム」と「V2H」
2. 適正な事業期間等の確保
年度内に交付申請を完了する必要があります。施工や書類作成にかかる期間を十分に見込んで計画してください。
3. 国・県の同様の補助制度との併用＝**可能**
4. 住宅用太陽光発電システム
FIT・非FITにかかわらず対象となります。
5. 補助対象設備付建売住宅の購入
・ **引渡し前**に予約申請を行ってください。
・ 予約申請時に「売買契約書の写し」が必要です。
※設備工事着工済みの物件を購入される場合は、事前に担当課へご相談ください。

6. ZEH 設備
BELS 評価書の写し以外でも、以下の条件を満たす評価書であれば可能です。
・ ZEH 区分が明記されていること
・ ZEH の定義に適合する基準を満たすことが確認できること
・ 第三者が評価・認証していること
7. リース等、交付申請時点で所有権が申請者にはない場合は、補助金の交付は受けられません。
8. 行政書士または行政書士法人でない者が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

1. 趣旨

ゼロカーボンシティの実現に向け、エネルギー利用の最適化・効率化による温室効果ガス排出量の抑制を推進するための設備を導入した者に対し、予算の範囲内で導入費用の一部を補助する。

2. 定義

【住宅用太陽光発電システム】

住宅に設置された太陽光を電気に変換する設備

【ZEH】

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅

【ZEH 設備】

ZEH を構成する設備のうち、高断熱外皮、空調設備、給湯設備(燃料電池を除く。)、換気設備及び再生可能エネルギー発電設備

【住宅用蓄電システム】

電力を繰り返し蓄え、必要に応じて電気を住宅に供給できる設備

【住宅用 V2H システム】

次世代自動車に搭載された蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅の電力として使用できるようにし、自動車及び住宅において電力を相互に供給する設備

【住宅用太陽熱利用システム】

太陽熱エネルギーを集めて給湯に利用する自然循環型の太陽熱温水器又は不凍液等を強制循環する太陽熱集熱器及び蓄熱槽によって構成された強制循環型の太陽熱温水設備

【BELS】

建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針(平成28年国土交通省告示第489号)に基づく第三者認証の一つである建築物省エネルギー性能表示制度

3. 補助対象設備

※すべての設備において、未使用品であることが条件です。

※リース等、交付申請時点で所有権が申請者でない場合は、補助金の交付は受けられません。

【住宅用太陽光発電システム】

- (1) 太陽光発電による電気が、当該太陽光発電システムが設置される住宅において消費され、連系された低圧配電線に、余剰の電気が逆流されるもの
- (2) 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い値が 10kW 未満であるもの

【ZEH 設備】

- (1) ZEH を新築若しくは購入し、又は自らが所有する既築住宅を ZEH へ改修するもの
- (2) BELS 等の第三者評価により、ZEH の評価・認証を受け、ZEH ロードマップにおける ZEH の定義のうち、Nearly ZEH 以上の要件を満たすことが証明できる住宅であるもの (ZEH+、Nearly ZEH+ も可)

【住宅用蓄電システム】

- (1) 蓄電池から供給される電気を当該蓄電システムが設置される住宅において消費することを目的として設置されるもの
- (2) 国の戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等支援事業において、補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより前年度又は当年度に登録されているもの
- (3) 電力会社と電力受給契約を締結している太陽光発電システムと連携されるもの

【V2H システム】

- (1) 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているもの

【住宅用太陽熱利用システム】

- (1) 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品 (BL 部品) の認定を受けているもの

4. 補助金の交付対象者

- (1) 本市内に住所を有する者
- (2) 市内の住宅において、3. 補助対象設備のうち、いずれかの事業を行う者
- (3) 市長が各申請期間内に予約申請及び交付申請が可能なる者
- (4) 市税を滞納していない者

5. 補助金額

次の補助金の組み合わせの併用はできませんので、ご注意ください。

「太陽光発電システムと ZEH」

「蓄電システムと V2H の補助金」

【住宅用太陽光発電システム】

2 万円に太陽電池の公称最大出力値(単位は kW とし 1kW 未満の端数があるときは、小数点以下第 3 位を四捨五入する。)を乗じて得た額又は 8 万円(既築住宅においては 10 万円)のいずれか低い額

【ZEH 設備】

20 万円

ただし、補助対象経費が 20 万円未満の場合は補助対象経費の額

【住宅用蓄電システム】

8 万円

ただし、補助対象経費が 8 万円未満の場合は補助対象経費の額

【V2H システム】

5 万円

ただし、補助対象経費が 5 万円未満の場合は補助対象経費の額

【住宅用太陽熱利用システム】

太陽熱利用システムの機器及び設置費(消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額)の 10 分の 1 の額又は 3 万円(強制循環型の太陽熱温水設備においては 10 万円)のいずれか低い額

6. 申請書の受付期間と提出書類

① 予約申請

【太陽光発電システム・ZEH 設備】

令和 8 年 4 月 1 日（水）～令和 8 年 12 月 28 日（月）

【蓄電システム・V2H システム・太陽熱利用システム】

令和 8 年 4 月 1 日（水）～令和 9 年 2 月 26 日（金）

※設置工事着工前（建売は引渡し前）に申請してください。

提出書類
(1) 丸亀市スマートハウス導入促進事業補助金交付予約申請書
(2) 補助対象設備の設置場所付近の見取図
(3) 補助対象設備の工事着工前の現状が確認できる写真 <u>(ZEH の場合は高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備、再生可能エネルギー発電設備のいずれかの工事が着工前であることが確認できる写真)</u>
※ 発電・ZEH・蓄電・太陽熱システム付建売住宅を購入する場合は、当該住宅の写真
(4) 補助対象設備付建売住宅を購入する場合は、当該住宅の売買契約書の写し

受付後、「丸亀市スマートハウス導入促進事業補助金交付予約番号通知書」をお送りします。交付申請時に予約番号が必要となりますので、保管をお願いします。

予約申請後に、申請書に記載した内容から変更される場合は「丸亀市スマートハウス導入促進事業補助金変更承認申請書」を提出してください。

② 交付申請

令和 9 年 3 月 31 日(水) 【必着】

提出書類（共通）
(1) 丸亀市スマートハウス導入促進事業補助金交付申請審査票
(2) 交付申請書
(3) 補助対象事業の実施に係る領収書の写し 及び 領収書内訳書の写し
(4) 電力会社と締結した電力需給契約書の写し及び電力需給開始日の分かる書類の写し（太陽熱利用システムを導入する場合は除く。）
(5) 補助対象設備が設置された建物全体が確認できる写真
(6) 債権者登録申出書

これらの提出書類に加え、それぞれの補助対象設備に応じて、次の提出書類の提出が必要となります。

【住宅用太陽光発電システム】
ア 発電システムの出力対比表(太陽電池モジュールの製造番号、公称最大出力と実出力との対比ができるもの)
イ 発電システムの設置状況を示す写真
ウ パワーコンディショナの型式名、製造番号及び定格出力が確認できる写真
エ 発電システムの保証書の写し

【ZEH 設備】
ア 工事契約書の写し
イ BELS 等の第三者評価書の写し
ウ 発電システムの出力対比表(太陽電池モジュールの製造番号、公称最大出力と実出力との対比ができるもの)
エ 発電システムの設置状況を示す写真
オ パワーコンディショナの型式名、製造番号及び定格出力が確認できる写真
カ 発電システムの保証書の写し

【住宅用蓄電システム】
ア 蓄電システムの設置状況を示す写真
イ 蓄電システムの型式名及び製造番号が確認できる写真
ウ 蓄電システムの保証書の写し

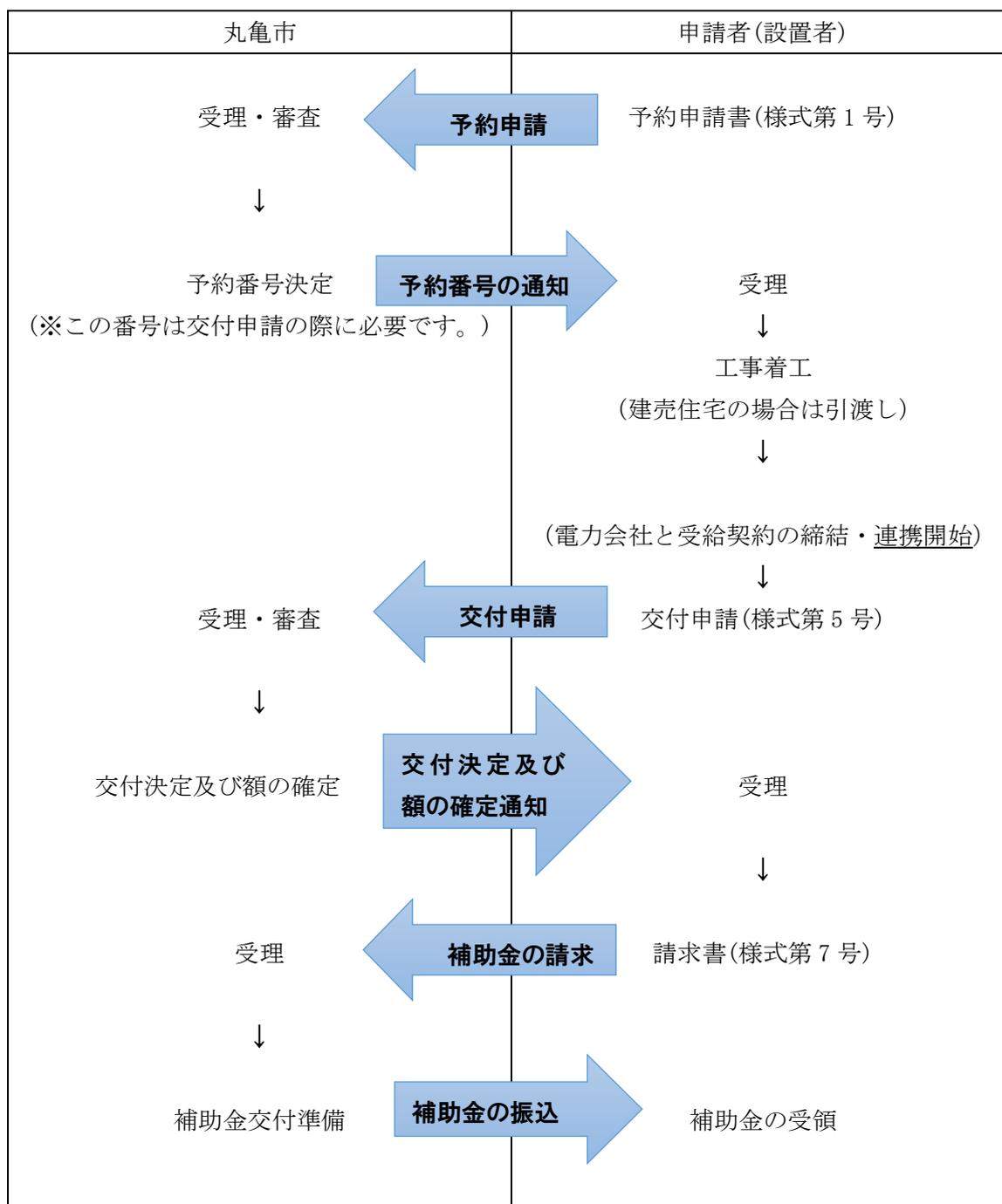
【V2H システム】
ア V2H システムの設置状況を示す写真
イ V2H システムの型式名及び製造番号が確認できる写真
ウ V2H システムの保証書の写し

【住宅用太陽熱利用システム】
ア 太陽熱利用システムの設置状況を示す写真
イ 太陽熱利用システムの型式及び一般財団法人ベターリビングによる優良住宅部品の認定番号を示す書類
ウ 太陽熱利用システムの保証書の写し

7. 補助金の請求

交付決定及び交付額確定通知書が届いたら、速やかに「丸亀市スマートハウス導入促進事業補助金交付請求書」をご提出ください。

8. 補助金交付手続きの流れ



《問い合わせ・申し込み先》

丸亀市 産業生活部 生活環境課 ゼロカーボン推進室

〒763-8501 丸亀市大手町二丁目4番21号

電話 (0877) 24-8809 FAX (0877) 35-8893